

国際通貨基金における投票権及び参加を強化するための国際通貨基金協定の改正及び国際通貨基金の投資権限を拡大するための国際通貨基金協定の改正

（新旧対照）

（参考）

改正後	改正前
第四条まで (略) 第五条 基金の操作及び取引 第一項から第十一項まで (略) 第十二項 その他の操作及び取引 (a) (略) (b) (略) (c) (略) (d) (略) (e) (略) (f) (略) (g) (略) (h) 基金は、(f)に規定する利用が行われるまでの間は、総投票権数の七十パーセントの多数により基金が採択する規則及び細則に従い、特別支払勘定において保有する加盟国の通貨を	第四条まで (略) 第五条 基金の操作及び取引 第一項から第十一項まで (略) 第十二項 その他の操作及び取引 (a) (略) (b) (略) (c) (略) (d) (略) (e) (略) (f) (略) (g) (略) (h) 基金は、(f)に規定する利用が行われるまでの間は、特別支払勘定において保有する加盟国の通貨を当該加盟国の市場性のある債務証券又は国際金融機関の市場性のある債務証券に

基金が決定する投資のために使用することができる。投資による収入及び(f)(ii)の規定に基づいて受領する利子は、特別支払勘定に繰り入れる。

(i) (略)

(j) (略)

(k) 基金がこの協定の第二次改正の日の後に取得した金を(c)の規定に基づいて売却する場合には、金の取得価格に等しい収益の額については一般資金勘定に繰り入れ、これを超過する収益の額については第十二条第六項(f)の規定に基づく利用のために投資勘定に繰り入れる。基金がこの協定の第二次改正の日の後に取得した金が、二千八年四月七日後であつてこの(k)の規定の効力発生の日より前に売却された場合には、この(k)の規定が効力を生じたときに、第十二条第六項(f)(ii)に規定する制限にかかわらず、基金は、そのような売却による収益の額から、(i)売却された金の取得価格及び(ii)当該取得価格を超える収益のうちこの(k)の規定の効力発生の日より前に既に投資勘定に繰り入れられた額を控除した額に等しい額を一般資金勘定から投資勘定に繰り入れる。

投資することができる。投資による収入及び(f)(ii)の規定に基づいて受領する利子は、特別支払勘定に繰り入れる。いかなる投資も、自国通貨が当該投資に使用される加盟国の同意なしに行つてはならない。基金は、特別引出権又は投資に使用される通貨で表示される債務証書にのみ投資する。

(i) (略)

(j) (略)

第六条から第十一条まで (略)

第十二条 組織及び運営

第一項及び第二項 (略)

第三項 理事会

(a) (略)

(b) (略)

(c) (略)

(d) (略)

(e) 各理事は、不在のときに自己に代わつて行動する完全な権限を有する一人の理事代理を任命する。ただし、総務会は、一定数を超える加盟国により選出された理事が二人の理事代理を任命することができるようにするための規則を採択することができる。この規則は、採択された場合には、理事の定期選挙との関連においてのみ修正することができるものとし、また、二人の理事代理を任命した理事が、(i)自己が不在であり、かつ、当該二人の理事代理が出席しているときに、自己に代わつて行動する一人の理事代理及び(ii)(f)の規定に基

第六条から第十一条まで (略)

第十二条 組織及び運営

第一項及び第二項 (略)

第三項 理事会

(a) (略)

(b) (略)

(c) (略)

(d) (略)

(e) 各理事は、不在のときに自己に代わつて行動する完全な権限を有する理事代理を任命する。理事代理を任命した理事が出席しているときは、理事代理は、会合に参加することはできるが、投票することはできない。

づいて自己の権限を行使する一人の理事代理を指名することを要求する。理事代理を任命した理事が出席しているときは、当該理事代理は、会合に参加することはできるが、投票することはできない。

(f) (略)

(g) (略)

(h) (略)

(i) (略)

(j) (略)

第四項 (略)

第五項 投票

(a) 各加盟国の総票数は、基本票数と割当額に基づく票数との合計に等しいものとする。

(i) 各加盟国の基本票数は、すべての加盟国の総投票権数の合計票数の五・五〇二パーセントをすべての加盟国の間に均等に分配して算出される票数とする。ただし、基本票数は、一未満の端数を伴ってはならない。

(ii) 各加盟国の割当額に基づく票数は、自国の割当額の十万特別引出権相当額ごとに一票を分配して算出される票数とする。

(f) (略)

(g) (略)

(h) (略)

(i) (略)

(j) (略)

第四項 (略)

第五項 投票

(a) 各加盟国は、二百五十票のほか、自国の割当額の十万特別引出権相当額ごとに一票を有する。

が採択する規則及び細則に従い、投資勘定において保有する加盟国の通貨を基金が決定する投資のために使用することができる。この(iii)の規定に従つて採択される規則及び細則は、(vi)から(ix)までの規定に合致するものでなければならぬ。

(iv) (略)

(v) (略)

(vi) 投資勘定は、基金が清算される場合に終了する。もつとも、基金の清算に先立ち、総投票権数の七十パーセントの多数により、投資勘定を終了させ又は投資の額を削減することができる。

(vii) (略)

加盟国の市場性のある債務証券又は国際金融機関の市場性のある債務証券に投資することができる。いかなる投資も、自国通貨が当該投資に使用される加盟国の同意なしに行つてはならない。基金は、特別引出権又は投資に使用される通貨で表示される債務証券にのみ投資する。

(iv) 投資による収入は、この(f)の規定に従つて投資することができる。投資による収入のうち投資しないものは、投資勘定において保有するものとし、また、基金の業務を運営するための経費に充てるために使用することができる。

(v) 基金は、基金の業務を運営するための経費に充てるために必要な通貨の取得のため、投資勘定において保有する加盟国通貨を使用することができる。

(vi) 投資勘定は、基金が清算される場合に終了する。もつとも、基金の清算に先立ち、総投票権数の七十パーセントの多数により、投資勘定を終了させ又は投資の額を削減することができる。基金は、総投票権数の七十パーセントの多数により、投資勘定の管理に関し、(vii)から(ix)までの規定に合致する規則及び細則を採択する。

(vii) 基金の清算による投資勘定の終了の場合には、同勘定において保有される資産は、付表Kの規定に従つて分配す

(iii)

(略)

(ix)

(略)

る。ただし、その資産のうち、第五条第十二項(g)の規定に基づいて投資勘定に繰り入れられた資産が同勘定に繰り入れられた資産の総額に対して占める割合に相当する部分は、特別支払勘定において保有される資産とみなし、付表K 2(a)(ii)の規定に従つて分配する。

(iii) 基金の清算に先立つ投資勘定の終了の場合には、同勘定において保有される資産のうち、第五条第十二項(g)の規定に基づいて同勘定に繰り入れられた資産が同勘定に繰り入れられた資産の総額に対して占める割合に相当する部分は、特別支払勘定が終了していないときは、特別支払勘定に繰り入れるものとし、投資勘定において保有される資産のうちの残額は、操作及び取引に直ちに利用するために一般資金勘定に繰り入れる。

(ix) 基金による投資の額を削減する場合には、削減額のうち、第五条第十二項(g)の規定に基づいて投資勘定に繰り入れられた資産が同勘定に繰り入れられた資産の総額に対して占める割合に相当する部分は、特別支払勘定が終了していないときは、特別支払勘定に繰り入れるものとし、削減額のうち残額は、操作及び取引に直ちに利用するために一般資金勘定に繰り入れる。

第七項及び第八項 (略)

第十三条から第三十一条まで (略)

付表Aから付表Kまで (略)

付表L 投票権の停止

第二十六条第二項(b)の規定に基づいて加盟国の投票権を停止した場合には、次の規定を適用する。

1 (略)

2 当該加盟国に割り当てられた票数の票は、基金のいかなる組織においても投じてはならない。その票数は、(a)特別引出権会計のみに関する改正案の受諾を目的とする場合及び(b)第十二条第五項(a)(i)の規定に基づく基本票数の計算を目的とする場合を除くほか、総投票権数に算入してはならない。

3及び4 (略)

第七項及び第八項 (略)

第十三条から第三十一条まで (略)

付表Aから付表Kまで (略)

付表L 投票権の停止

第二十六条第二項(b)の規定に基づいて加盟国の投票権を停止した場合には、次の規定を適用する。

1 (略)

2 当該加盟国に割り当てられた票数の票は、基金のいかなる組織においても投じてはならない。その票数は、特別引出権会計のみに関する改正案の受諾を目的とする場合を除くほか、総投票権数に算入してはならない。

3及び4 (略)